裁判官弾劾裁判所

裁判長就任

十一月十三日、裁判長に次の裁判員が就任した。

小川　敏夫

人事異動

内　閣

特命全権大使　駒野　欽一
同　小溝　泰義
同　柴崎　二郎
同　肥塚　隆
同　武藤　正敏

願に依り本官を免ずる（各通）（十一月十三日）

外　務　省

（ニュージーランド国駐箚）特命全権大使　野川　保晶

兼ねてサモア国駐箚を命ずる（十一月十三日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月十日午後三時四十七分御出門、明治天皇百年祭記念　第二回「明治天皇六大巡幸」展を御覧のため、明治神宮文化館（渋谷区）へ行幸啓、同四時五十六分還幸啓になった。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県鉄鋼業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 15 日

宮城労働局長　落合　淳一

第４号中「１時間781円」を「１時間788円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 15 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間868円」を「１時間874円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 15 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間843円」を「１時間849円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 15 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間797円」を「１時間804円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 15 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間808円」を「１時間815円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 15 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間848円」を「１時間854円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県各種商品小売業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 15 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間788円」を「１時間792円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 15 日

愛知労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間830円」を「１時間836円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月16日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 15 日

山口労働局長　笹嶋　貢

第４号中「１時間813円」を「１時間820円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 15 日

山口労働局長　笹嶋　貢

第４号中「１時間742円」を「１時間748円」に改める。